加盟店オーナー様　各位

平成27年9月末日

【重要】「売買契約書における印紙およびリサイクル預託金の取扱いのご注意」

カーチェンジA1株式会社
管理部門

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さる9月初旬、東淀川税務署より、当社グループの売買契約書について、以下の指摘がありました。
契約書裏面のご契約事項の第9条の条文に記載されている「リサイクル預託金」は金銭債権にあたり、第15号文書に該当するため、印紙税が生じる（200円印紙貼付）との見解がありました。当社としましては、経済産業省通達のリサイクル預託料についてのガイドラインの指示に従っておりましたが、税務署の見解も重視する必要があると判断しました。 よって下記の①および②のいずれかの運用をお願いいたします。

①　売買契約書に印紙を貼付する

第15号文書
[債権譲渡または債務引受けに関する契約書]
記載された契約金額が1万円以上のもの　200円
契約金額の記載のないもの　200円

印紙
200円

⇒ 売買契約書に200円印紙の貼付

②　印紙を貼らず、裏面の9条の「リサイクル預託金」消し、さらに、別紙（リサイクル預託料相当額通知書またはリサイクル券コピーをつける）

■売買契約書裏面　ご契約事項

第9条
自賠責保険、自動車税の還付[redacted]は契約金額に含むものとする。

売買契約書裏面の9条のリサイクル預託金を
見えないようにマジックで塗るかホワイトで消してください

リサイクル預託金
相当額
通知書

＋

または

リサイクル券
原本コピー

別紙リサイクル預託料相当額通知書または
リサイクル券コピーを添付